



要約

ミレニアム・アジェンダの実現にとって、核となるのはジェンダーの平等である。社会の構成員全員による完全参加が得られない場合、ミレニアム・アジェンダそのものが失敗に終わる危険性がある。ミレニアム宣言とミレニアム開発目標には、そして国連そのものの中心には、弱い立場に置かれた人々——とくに子ども——には特別のケアと注意が必要であるという認識がある。ジェンダーの平等は、女性だけでなく、子どもや家族、コミュニティ、そして国のエンパワーメントも図ることによって、貧困の克服に貢献する。この観点から見ると、ジェンダーの平等は道義的に正しいばかりでなく、人間の進歩と持続可能な開発にとっても極めて重要であると言える。

さらに、ジェンダーの平等には二重の恩恵 (dividend) がある。それは、女性と子どもの両方に利益をもたらしてくれるのである。健康で、十分な教育を受け、エンパワーメントを果たした女性の子どもは、女子であれ男子であれ、健康で、教育の機会に恵まれ、自信を持つようになる。家庭で

の意思決定において女性が強い影響力を持っている場合、子どもの栄養、保健ケア、教育に良い影響を与えることもわかっている。しかし、ジェンダーの平等からもたらされる利益は、子どもに直接的な影響を及ぼすだけではとどまらない。ジェンダーの平等なしには、平等、寛容、共同責任に彩られた世界——すなわち、「子どもにふさわしい世界」——を創り上げることは不可能であろう。

1979年の国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (女子差別撤廃条約)」が採択されて以来、女性のエンパワーメントは大幅に進んでいるが、それでも世界のあらゆる地域でジェンダー差別が広範に残っている。娘よりも息子が好まれる、女子や女性には教育や仕事の機会が制限されている、ジェンダーにもとづく身体的・性的暴力が公然とふるわれるといった形で、それは表れている。

そのほかの、より目につきにくいジェンダー差別もまた、同じように有害なものとなりうる。制度的な差別はいっそう認知・

是正しにくい。文化的伝統は、ジェンダーに関する固定的考え方 (ステレオタイプ) が広く社会に受け入れられ、問題にされることもなく受け継がれていってしまう中で、社会的排除や差別を世代から世代へと固定化してしまう。

ジェンダー差別を根絶し、女性のエンパワーメントを実現するには、女性と子どもの生活を形づくる3つの突出した分野——家庭、職場、そして政治の分野——での重要な意思決定において、女性の影響力を増大させる必要がある。これらの分野のいずれかにおいて何かしらの改善が見られれば、ほかの分野での女性の平等にもその影響が及び、あらゆる場所に暮らす子どもたちに深く前向きな影響を与えることができる。本白書は、教育や財政措置、立法、議会におけるクォータ (議席割り当て) 制、男性と男子の参加、女性による女性のエンパワーメント、調査研究とデータ収集の改善を通じてジェンダーの平等と女性のエンパワーメントに向けた前進を加速させるにはどうすればよいのか、そのためのロードマップを提供しようとするものである。

平等を求めて

男女平等は、国連創設当初からの目標であった。1945年の国連憲章の前文には、国連の目的は「基本的人権と人間の尊厳および価値と男女および大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認」することである旨が述べられている。

この言葉は、人間開発と平等との結びつきを示し、国の社会的・経済的な前進のためには、女性も男性も共になくなくてはならない存在であることを認めたものである。60年以上も前に、世界のリーダーたちは、すべての人々が権利と資源、機会を平等に有する世界——豊かさに満ち、すべての男性、女性、子どもが絶望や不平等から解放された世界——を思い描いたのである。

ジェンダーとセックスが区別されるようになってからというもの、男女同権を求める声は、ジェンダーの平等の探求へと発展していった。セックスは生物学的な概念である。女性は2つのX染色体を持ち、男性はXとYの染色体をひとつずつ持つ。一方ジェンダーは、何が女性的で何が男性的かを表す、社会的に構築された概念である。ジェンダーの役割は生まれながらのものではなく、学習の結果身につけるものであるという認識を踏まえ、ジェンダーの平等を目指す人々は、女性や女子を社会的・経済的に不利な立場に陥れているステレオタイプな見方や根深い差別に異議を申し立てた。

1948年に国連総会が採択した世界人権宣言や関連するそのほかの宣言でジェンダーの平等が求められていたにも関わらず、女性の権利の問題は、1974年になるまで国際的な課題として正当に取り上げられることはなかった。この年、1946年に設立されてすでにいくつかの法的文書の採択にこぎつけていた国連女性の地位委員会が、女性の人権と基本的自由を保護する、国際的拘束力を有する文書の起草を委ねられたのである。その成果である「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）は、1979年に国連総会により採択された¹。奪うことのできない子どもの権利に焦点をあてた「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）は、この10年

後に採択されている。

世界のリーダーたちは、かたくなな差別と不正によって人間開発が立ち遅れることを認識している。しかし、女子差別撤廃条約の採択から27年経ち、184カ国がこの条約を批准・加入・承継しているにも関わらず、何百万人にもものぼる世界中の女性と女子が力を持つことも声を上げることもできず、権利を剥奪されたままになっているのである。女性が不平等に扱われることの負の結果が、社会全般に広がっている。

『世界子供白書2007』は、女性がその生涯を通して直面する差別やディスエンパワーメント（力を奪われ、または発揮できない状態に置かれること）について分析するとともに、ジェンダー差別を根絶し、女性と女子のエンパワーメントを可能にするために何をしなければならないかという点について検証する。その手始めとして今日の女性の状況を吟味し、次に、ジェンダーの平等があらゆるミレニアム開発目標（MDG）の達成に向けた進展をいかに可能にするか、また女性の権利のための投資が最終的にどのようにして二重の恩恵——女性と子ども双方の権利の促進——をもたらしてくれるのか、という点について述べる。

女性の権利と子どもの権利は互いに補強し合う

本白書のテーマを見て、「なぜ、子どもを擁護する機関であるユニセフが女性の権利のモニタリングに関わるのか」という疑問が湧き起こるのは当然である。答えは2つある。

まず、本白書でも明らかにされるように、ジェンダーの平等は子どもの生存と発達を促進するからである。子どもの主たる養育者は女性であるため、女性の福祉がその子どもの福祉につながる。つまり、健康で十分な教育を受け、エンパワーメントを果たした女性の子どもは、女子であれ男子であれ、健康になり、教育の機会に恵まれ、自信を持つようになる可能性がより高いのである。女



© UNICEF/H004-1287/Giacomo Prozzi

性の自律性——自身の人生をコントロールし、自分と家族に影響を与える意思決定に参加する能力——は、子どもの栄養改善につながる（第2章の24ページ参照）。ジェンダーの平等のそのほかの側面、例えば女性の教育レベルもまた、子どもの生存と発達の改善と関連している²。

社会は、女性の権利を支持することにより、女子や思春期の女子をも保護することになる。ジェンダーの平等とは、女子も男子も、食糧、保健ケア、教育、機会を平等に手に入れることができるということである。権利を実現することができた女性は、自分の娘が適切な栄養、保健ケア、教育を受け、危害から保護されるようにする可能性が高いことが、証拠により明らかになっている。

第2の理由は、ジェンダーの平等が、ミレニアム宣言で描かれている世界を創り上げるために必要な要素だからである。その世界とは、平和と平等、寛容、安全保障、自由、環境の尊重、および共同責任に彩られた世界であり、もっとも弱い立場にある人々、とくに子どもたちに対して特別なケアや配慮がなされる世界である。このような世界こそ、国際社会が全力で追求することを誓った世界——女性と子どもにふさわしい世界なのである。

人類がミレニアム・アジェンダ実現に向けて十分な前進を遂げるためには、社会の構成員全員による完全参加が欠かせない。2000年に開催された国連ミレニアム・サミットに参加した世界のリーダーたちは、このことを理解していた。ジェンダーの平等は、女性のエンパワーメントを通じた貧困の克服につながり、同時に女性の家族やコミュニティ、そして国にも複合的な利益をもたらしてくれることを認識していたのである。

ミレニアム・アジェンダは、ジェンダーの平等こそ人間開発において中心的な地位を占めるものであるという、このような認識を反映したものとなっている。ミレニアム宣言では、女子差別撤廃条約と子どもの権利条約両方の完全履行がとくに謳われている。これらの条約は、ミレニアム開発目標を達成するための人権基準の要とされているのである。持続可能な開発に向けた、国際社会のための指針となるミレニアム開発目標では、ジェンダーの平等の促進と女性のエンパワーメントの達成に向けた、期限付きの基準を設けている。しかし、ミレニアム・アジェンダによれば、ジェンダーの平等は単に人間開発を促進するための方法論にとどまるものではない。それは道義的にも正しいことなのである。

2つの条約の関係——補完と緊張

女性の地位と子どもの福祉は密接につながっているため、子どもを擁護する者がジェンダーの平等という大義を唱道できないとすれば、怠惰のそりを免れまい。女子差別撤廃条約と子どもの権利条約は姉妹条約であり、人権の完全履行に向けてコミュニティを前進させていくという点で分かちがたく結びついている。いずれの条約も、年齢、ジェンダー、経済的階層、国籍によって剥奪することができない権利について詳細に規定している。2つの条約は補完し合うものであり、明確な権利と責任を求める点においては重複し合っているとともに、ひとつの条約だけでは生ずる可能性がある重大な空白を補い合っている。

女子差別撤廃条約の条項の中には子どもに関連する権利を取り上げたものがあり、これには平等（第2条、第15条）、母性の保護（第4条）、十分な保健ケア（第12条）、親の共同責任（第16条）などが含まれる。子どもの権利条約では、女子と男子がともに教育と保健ケアに平等にアクセスできなければならないことが謳われている。また、両条約とも暴力・虐待からの保護を求め、非差別、参加およびアカウンタビリティ（説明責任）の原則を基盤としている。

だが、両条約は完全に調和しているわけではなく、緊張をはらむ分野もある。例えばジェンダーの平等を支持する人々の中には、子どもの権利条約

は女性を母親としてステレオタイプ化し、人生における選択に制限を加えていると捉えている人もいる。逆に、子どもの権利を擁護する人々の中には、女子差別撤廃条約が女性の自己実現の権利に重点を置きすぎ、図らずして母性の大切さを軽んじてしまう可能性があると考える人もいる。このような違いはあるものの、2つの条約には相反することより共通することのほうが多い。両条約は、すべての人間の権利——老若男女を問わず——が尊重される、平等な世界のための基準を定めているのである。

女性の権利は子どもの権利ほど受け入れられていない

どちらの条約も幅広い支持を集めるようになったが、女子差別撤廃条約が受け入れられ、批准されるまでの道のりは、子どもの権利条約よりも苦難の多いものであった。子どもに権利があるという考え方は容易に受け入れる国の中にも、女性にも権利があることはそれほど認めがらない国がある。女子差別撤廃条約の締約国数は184カ国だが、特定の条項に留保を付している国が多い。実際、女子差別撤廃条約は国連の条約の中でも留保数が一番多いもののひとつとなっており、女性の権利に対する抵抗が世界的にあることを裏づけている³。

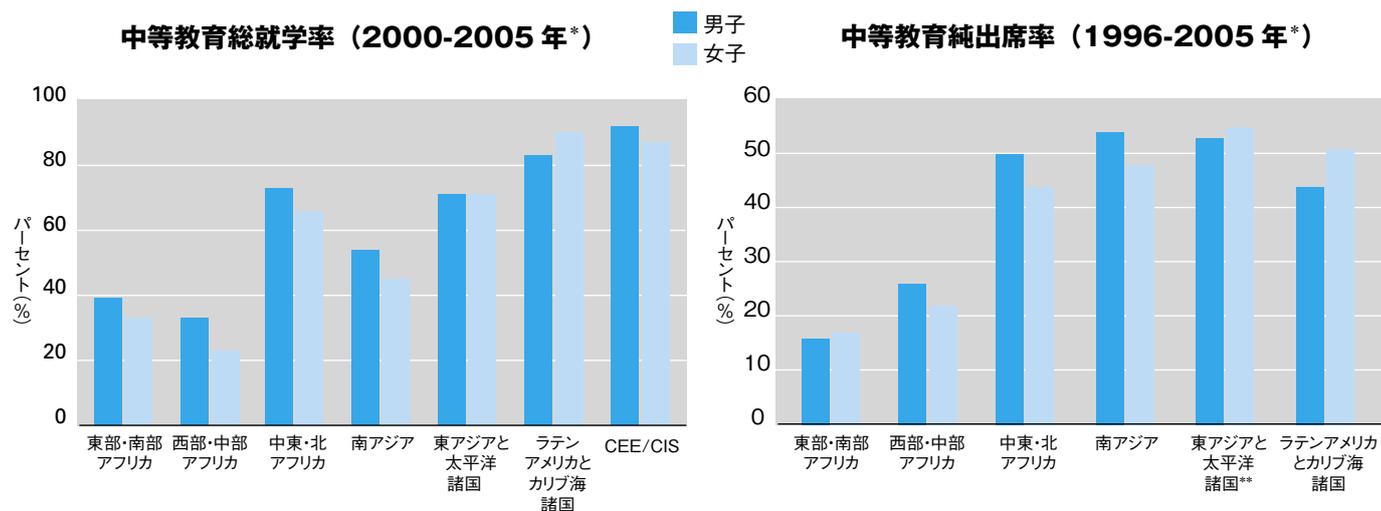
女子差別撤廃条約と子どもの権利条約に対し、言葉の上では力強い支持が表明されてきた。だが実際には、どちらの条約も完全には履行されていない。政府も、平等が重要であると口では言うものの、往々にして限られている公的予算を女性と子どもに振り向けたり、差別的な慣習や態度、信条に挑んだりはしない場合が多い。

法的観点から監視を行う機関、市民社会組織、メディアも同様である。約束の不履行をモニターせず、公的な検証の対象ともせず、それについて公的立場にある者の責任を問わないことにより、責任を回避してしまうことがあまりにも多い。

女性と子どもに関する国際条約と国内法を執行する責任は、主に政府にある。なかなか前進が見られない場合に、最終的に責任を問われるのは政府である。しかし、個人、家族、コミュニティによる抵抗も、ジェンダーの平等と子どもの権利の前進を阻んできた。男性優位の状況、あるいは女子も女性も従順でなければならないという考え方は、女子と女性を、食糧、保健ケア、教育、経済的な機会を一番最後にしか手に入れられない立場に追いやってしまう可能性もあるのである。

ジェンダーの平等を妨げるあらゆる障害は、それが何に由来するものであるにせよ、開発の前進

図 1.1 多くの開発途上地域では、男子より女子のほうが中等教育を受けられないことが多い



注：中等教育総就学率は、年齢に関わらず中等学校に就学する子どもの人数が、公式の中等教育就学年齢に相当する子どもの総人口に占める比率。中等教育純出席率は、公式の中等教育就学年齢に相当する子どものうち、中等学校に通学する者の比率。データは国別世帯調査で得られたもの。

* データは指定期間内に入手できたもっとも最近の年次のデータ。

** 中国を除く。

出典：中等教育総就学率：ユネスコ統計研究所。中等教育純出席率：人口保健調査(DHS)、複次指標クラスター調査(MICS)。基礎データは本書98ページの統計表に掲載。

生涯を通して見られるジェンダー差別

墮胎と新生児殺害

ジェンダー差別は早くから始まる。妊娠期の診断手段の発達により、生まれてくる子どもの性別をごく初期の段階で判別できるようになった。経済的あるいは文化的意味合いで男子誕生を望む風潮がはっきりしている地域では、こうした技術を濫用して、女子を胎児のうちに処置してしまうことが可能になっている。こうした非合法的な濫用が行われていることを裏付ける確固たる証拠はないが、出産歴や人口データを見ると、アジアでは男子の出生率および男子の5歳未満児の割合が異常に高いことが明らかになる。これがとくに顕著に現れているのが中国とインドであり、世界でもっとも人口が多いこの2カ国で、性別を理由とする選択的な墮胎と新生児殺害が——これを根絶しようという取り組みが両国で進められているにも関わらず——行われていることを示唆している。

児童期

子ども時代の児童期と思春期の重点事項は、質の高い初等教育と中等教育を受け、修了できるようにすることである。いくつかの例外はあるものの、教育面で不利な立場に立たされるのは、ほとんどの場合女子である。

初等教育

学校に通うことができない男子100人に対して、同じように学校に行けない女子の数は115人にのぼる。ここ数十年の間にジェンダーによる格差は着実に狭まっているものの、開発途上国では、初等教育に就学する女子のほぼ5人に1人は初等教育を修了することができずにいる。初等教育を受けることができないために、女子は自分の可能性を十分に開花させる機会を奪われているのである。十分な教育を受けた女性は出産時に命を落とすことが少なく、子どもを学校に通わせる傾向も強いことが研究から明らかになっている。母親が初等教育を受けている場合、その子どもの5歳未満児死亡率はおよそ半分にまで下がるということが証明されている。

中等教育

最近のユニセフの推計によると、開発

途上国では、中等教育を受けるべき年齢できちんと中等教育を受けている女子の割合は平均43%にすぎない。その理由はさまざまであり、単純に女子が通える中等学校がないこともそのひとつである。多くの途上国とドナーは、すべての子どもに初等教育を提供することに伝統的に焦点をあててきており、中等教育段階での就学率と出席率を上げるには資源を配分しないうる。女子の両親が、娘に中等教育を受けさせるだけの余裕がないという結論に達したり、女子は結婚以上のことを望むべきではないという伝統的な考え方をとっている場合もある。

中等教育には、女性や子どもにとって多くの利点がある。女性の初産年齢を遅らせるのに非常に有効であるし、移動の自由の拡大や妊産婦の健康の向上にもつながる。家庭内での女性の交渉力の強化にも寄与し（第2章参照）、女性の経済的・政治的参加の機会を提供するという意味でもきわめて重要な要因となる（第3章、第4章参照）。

思春期

思春期の子どもの発達にとってもっとも大きな脅威となっているものとしては、虐待、搾取、暴力、そして性と生殖に関わる健康についての大切な知識——HIV/エイズに関する知識も含めて——の欠如が挙げられる。

女性器切除

女性器切除（FGM/C）とは、医学的ではない文化的理由による女性器の部分または全体的な切除、あるいは性器をそのほかの形で傷つけることを言う。女性器切除は、主にサハラ以南のアフリカ、中東・北アフリカ、東南アジアの一部地域で行われている。女性器切除の対象とされて現在生存している女性と女子の数は1億3,000万人を超えると推定されている。女性器切除は健康面で重大な影響を与えることがあり、これには傷が治らない、HIV感染のリスクが高まる、出産時に合併症を起こす、炎症性疾患や尿失禁につながるといった問題が含まれる。出血多量や感染症によって死に至る場合もある。

児童婚と時期尚早な出産・子育て

児童婚あるいは早婚とは、パートナーのうちのひとりまたは両方が18歳未満で婚姻またはそれに類する結合状態にあることを言う。世界的には、20～24歳の女性の36%が、18歳の誕生日を迎える前に婚姻またはそれに類する結合状態に入っていた。これがもっともよく見られるのは南アジアやサハラ以南のアフリカである。児童婚は、それが実際に行われている地域ですでに長い伝統として確立されているため、これに反対の声を上げることはほとんど不可能な場合もある。親が児童婚に合意する理由としては、経済的な必要性からということもあれば、結婚すれば娘が性的暴力や婚姻外の妊娠から守られる、娘の出産可能年齢がそれだけ長くなる、あるいは夫側の家族に従順に従うようになると信じていることなどが挙げられる。

ごく若いうちに妊娠し、母親になることは、児童婚が不可避的にもたらす帰結である。毎年、1,400万人の思春期の女子（15-19歳）が出産していると推定されている。15歳未満の女子が妊娠・出産時に命を落とす可能性は、20代の女性に比べて5倍高い。また、母親が18歳未満の場合、その子どもが1歳未満で死亡する可能性は20歳以上の母親の場合より60%高いことがわかっている。たとえ子どもが生き長らえることができて、その子どもは、低体重出生、栄養不良、身体的・認知的発達遅れといった問題を抱える可能性が高い。

性的虐待・搾取と人身売買

女子の初交年齢が低ければ低いほど、それは強要された性交であった可能性が高い。世界保健機関（WHO）の研究によると、2002年に性交の強要、またはそのほかの形態の身体的・性的暴力を受けた18歳未満の子どもの数は、女子1億5,000万人、男子7,300万人にのぼった。性的同意・婚姻に関わる最低年齢が定められていないために、子どもがパートナーからの暴力に晒されている国もある。

また、推定180万人の子どもが商業的性労働に従事している。家庭が非常に貧しいためにお金で売られて性的奴隷状態に陥る場合も、誘拐・人身売買の対象とさ

れて売春宿そのほかの搾取的な環境に追いやられる場合も、いずれにしても子どもの多くは強要されて商業的性産業に関わるようになるのである。商業的性産業で搾取される子どもたちは、ネグレクト(必要な保護やケアを受けられないこと)、性的暴力、身体的・心理的虐待に晒されることになる。

性と生殖に関わる健康

無防備なセックスは妊娠や性感染症(HIVを含む)のリスクをとまなうため、性と生殖に関わる健康について知識を持っていることは、若者の安全にとってきわめて重要である。情報だけでは保護にはつながらないが、それが最初のステップとなることは間違いない。それでも、世界中の若者たちは依然として、性と生殖に関わる健康についても、自分たちが直面しているリスクについても、限られた知識しか持ち合わせていない。

HIV/エイズ

2005年までに、HIVと共に生きる人々3,900万人のうちのほぼ半分が女性となっていた。アフリカやカリブ海諸国の一部では、若い女性(15-24歳)の有病率が同年代の男性の最高で6倍にも達している。女性は男性よりもHIVに感染する可能性が高いのである。その重要な原因のひとつは生理学的なものであり、女性が性交中にHIVに感染するリスクが男性の少なくとも2倍であることによる。もうひとつの、重要かつ十分に解決可能な要因は社会的なものであり、ジェンダー差別のため、感染リスクを低減させるだけの交渉力を女性が持ち得ないということである。女性の非識字率の高さも、HIVの感染リスクや身を守るためにとりうる方策について女性が学ぶことを妨げている。サハラ以南のアフリカ24カ国で行われた調査によると、若い女性のうち、HIV感染について包括的な知識を持っていない者の割合は3分の2以上にものぼる。

女性のHIV感染が劇的に増えているという事実は、子どもの感染リスクをも高めることになる。乳児は、妊娠期、出産時、授乳期に母親を通じてHIVに感染する。2005年には、HIVと共に生きている14歳以下の子どもは200万人を超えていた。

母親としての時期と高齢期

多くの女性にとって、貧困と不平等の有害な影響が組み合わさって生ずる可能性のある2つの主要な期間が、母親として過ごす時期と高齢期である。

妊産婦の死亡

妊娠期の合併症や出産で命を落とす女性性は毎年50万人を超えると推定されている。これは、およそ1分間にひとりの女性が亡くなっている計算である。妊産婦死亡の約99%は途上国で発生し、うち90%超がアフリカとアジアで発生している。2000年の妊産婦死亡の3分の2は世界の最貧国13カ国で発生したものである。この年、インドだけで全妊産婦死亡件数の4分の1が発生していた。妊娠・出産の結果命を落とす女性の割合は、サハラ以南のアフリカでは16人中ひとりである一方、先進工業国では4,000人にひとりに過ぎない。さらに、母親がいない新生児は、母親が生きている新生児に比べて、死亡する危険性が3~10倍も高い。

これらの女性の命の多くは、すべての出産に専門技能を有する保健従事者が付き添うこと、および合併症を発症した女性に緊急産科ケアを提供することを含む基礎的保健ケア・サービスを受けることができていれば、救われたはずである。

高齢期の女性

高齢の女性は、ジェンダーと年齢の両面で二重の差別を受けることがある。女性は男性よりも長く生きる傾向にあり、家の資源を自由に扱うことができず、また遺産相続や財産権に関わる法律面で差別を受けることがあるのである。多くの高齢女性は、人生の中でも非常に弱い状況にあるときに、貧困に突き落とされてしまう。非拠出制年金や所得調査にもとづいた年金という形で高齢者のためのセーフティネット(安全網)を提供している途上国は、ほんのわずかしかない。

妊産婦や子どもの健康とケアについては、とくに祖母が多くの知識と経験を有している。多くの家庭で、祖母は子どものケアの面で、働く親の頼みの綱である。過去の経験から、子どもと家族のための

プログラムの対象に高齢女性も含まれている場合、子どもの権利が促進されることが明らかになっている。

88ページの出典・参考文献等参照。

のために取り除かなければならない。ジェンダーの不平等によってもっとも直接的な被害を受けるのは女性と女子であるが、その悪影響は社会全般に波及していく。すべての人に平等を確保することができなければ、国家の道徳的・法的・経済的構造に有害な結果がもたらされるのである。

ジェンダーの不平等の有害性

ジェンダー差別は蔓延している。不平等の度合いや形態はさまざまだが、女性と女子は、世界のあらゆる地域で、資源や機会、政治的な力への平等なアクセスを奪われている。女子と女性の抑圧には、娘よりも息子のほうが好まれること、女子と女性に与えられる個人的・職業的な選択肢が限られること、あるいは基本的人権の否定やジェンダーを理由とする公然たる暴力なども含まれる。

不平等は常に悲劇的なものであるが、ときに致命的でもある。南アジアや東アジアの一部で蔓延している出生前の性別選択や新生児殺害は、女子や女性の生命がいかに低く評価されているかを示

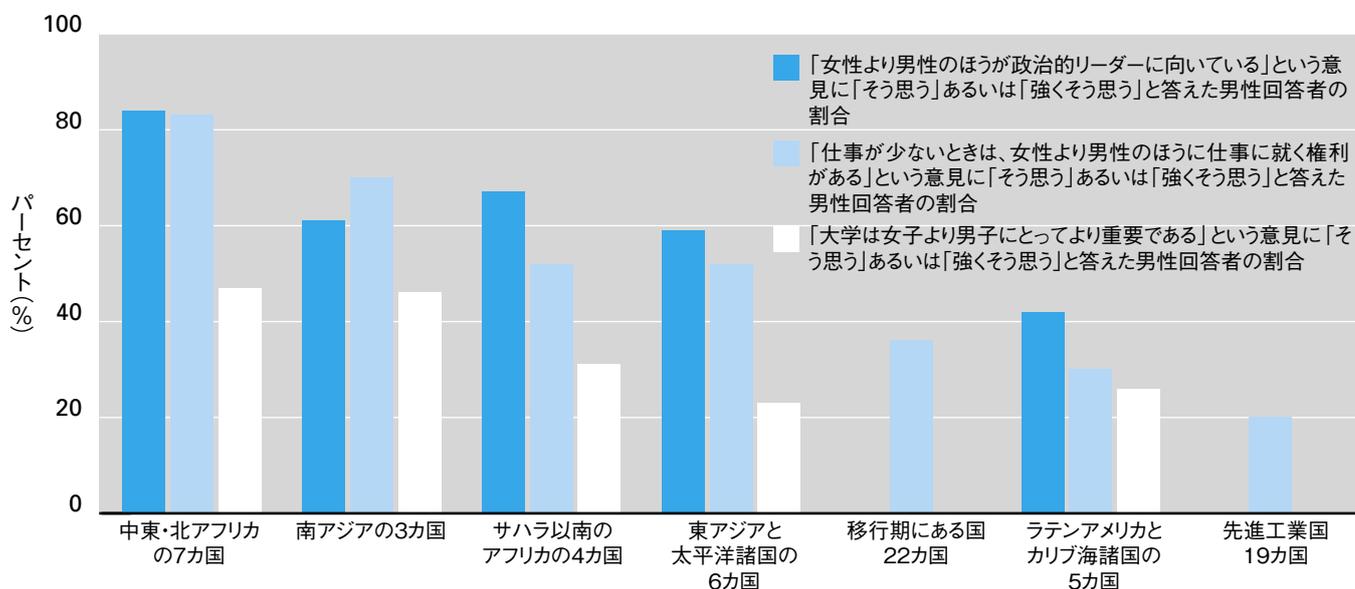
すものであり、男性の数が女性の数を上回る不均衡な人口構成にもつながってきた⁴。

就学率は全体的に向上しているにも関わらず、1億1,500万人を超える初等教育就学年齢の子どもたちが初等教育を受けていない。開発途上国全域で、ほんのわずかな例外を除いて、男子よりも女子のほうが教室に姿の見えないことが多い。就学しても、思春期を迎えると多くの女子がさまざまな理由で中途退学してしまう。とくに、家事の責任を負わなければならないこと、学校にトイレが設置されていないこと、役割モデルとなる女性が十分にいないことや、児童婚、セクシュアル・ハラスメント、暴力などがその理由である。

女性と女子に対する暴力

女子と女性は、家庭の内外で身体的・性的暴力の被害を受けることが多い。このような暴行にはスティグマ（汚名・烙印）がつきまとうため過少報告されているが、世界保健機関（WHO）が最近複数の国で行った研究からは、15～71%の女

図 1.2 女性に対する男性の差別的態度は、地域による違いこそあるものの、あらゆる場所で相当に根強い



ユニセフによる計算は、第4次世界価値観調査(World Values Survey, Round 4) (1999-2004年)をもとにしている。地域別総計に含まれている各国・領域に関するデータは、指定期間内に得られた最新の調査結果である。表の中の地域別総計に含まれている国・領域は次の通り：中東と北アフリカ＝アルジェリア、エジプト、イラン、イラク、ヨルダン、モロッコ、サウジアラビア。ラテンアメリカとカリブ海諸国＝アルゼンチン、ベネズエラ、チリ、メキシコ、ペルー。南アジア＝バングラデシュ、インド、パキスタン。東アジアと太平洋諸国＝中国、インドネシア、フィリピン、韓国、シンガポール、ベトナム。サハラ以南のアフリカ＝ナイジェリア、南アフリカ、ウガンダ、タンザニア。移行期にある国＝アルバニア、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、チェコ、エストニア、ハンガリー、キルギス、ラトビア、リトアニア、モンテネグロ、ポーランド、ルーマニア、モルドバ、ロシア連邦、セルビア、スロバキア、スロベニア、ウクライナ、旧ユーゴスラビア・マケドニア、トルコ。先進工業国＝オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、英国、米国。ここで用いた手法についての注釈は88ページの典拠・参考文献等を参照。

出典：World Values Survey, <www.worldvaluessurvey.org>, 2006年6月にアクセス。

性が親密な関係にあるパートナーから身体的・性的暴行を受けたことがあるという結果が明らかになっている⁵。女性に対する暴力の中でもっとも一般的なのがドメスティック・バイオレンスである⁶。

武力紛争中には、レイプや性的暴力がしばしば戦争の武器として用いられる。複雑な緊急事態によって人々が故郷からの避難を余儀なくされるとき、女性と女子は暴力、搾取、虐待の被害に遭う危険性が高くなる。ときにはその加害者が、治安維持要員や女性や女子の保護と安全に責任を負うそのほかの人々にほかならない場合もある。

密かな形態をとるジェンダーの不平等

意図的な放任や残虐な暴力も卑しむべきものであるが、密かな形態をとるジェンダーの不平等もまた同じように破壊的なものである。制度的な差別はいっそう認知・是正しにくい。文化的伝統は、ジェンダーに関する固定的考え方（ステレオタイプ）が広く社会に受け入れられ、問題にされるこ

ともなく受け継がれていってしまう中で、不平等や差別を世代から世代へと固定化してしまう。

家事労働の不平等な分担——例えば女子や女性は何キロも歩いて水汲みや薪集めに行かなければならない——や、家族が有している資源の不平等な配分——例えば女性・女子に与える食糧や保健ケアを男性・男子よりも少なくする——は、より気づきにくい形態をとった不平等の例である。深く根づいたこのような形態の差別は、個人、家族、社会が貧困から抜け出すことを妨げ、経済的・政治的・社会的発展を阻むことが多い。

貧困を過去のものにしようとするのであれば、ジェンダーの不平等を真っ先に根絶しなければならない。個人的・制度的なジェンダー差別をなくすためには、大胆な取り組みと揺らぐことのない決意が必要である。女性と女子にとって有害な態度、慣習、価値観に立ち向かわなければならない。歴史であれ、遺産であれ、宗教であれ、文化的伝統であれ、不平等とディスエンパワーメントを正当化することはできないのである。



さまざまな地域に広がるジェンダー差別と不平等

女性の排除に結びつく態度、信条、慣行は往々にして深く根づいており、多くの場合、文化的・社会的・宗教的な規範と密接に関連している。世論調査、そのほかの調査、事例研究を見ると、多くの国でジェンダー差別が蔓延していることがよくわかる。

ラテンアメリカの5カ国（アルゼンチン、ブラジル、コロンビア、エルサルバドル、メキシコ）で行われたギャロップの世論調査によれば、回答者の半数が、社会は女性より男性にとって有利にできていると回答している。ブラジルでは、社会が男女を平等に扱っていると回答した人は回答者の20%（男女とも）にとどまり、またブラジルとその隣国アルゼンチンでは、半数を超える回答者が、女性と男性は仕事の機会を平等に享受していないと回答している。これらの結果は少数のサンプルから得られたものではあるが、社会におけるジェンダー差別の存在が広く認識されていることを示しているといえよう。

特定の問題に関して社会がどのような態度をとっているか——例えば女性が教育を受ける機会や所得創出の機会を与えられているか——を検討してみると、ジェンダー差別がどの程度広がっているか、また国によってそれがどの程度異なっているかがさらに明らかになる。本白書が示すように、教育や保健ケアといった重要なサービスに一家の資源をどれくらい使うかを定める決定権を持つのは男性であることが多いが、世界価値観調査（World Values Survey）によると、憂慮すべきほど多くの男性が、大学教育は女子よりも男子にとってより重要だと信じているのである（6ページの図1.2参照）。

バングラデシュの男性回答者のおよそ3人に2人が、女子の大学教育より男子の大学教育を優先させるべきだと答えている——とくにイラン、メキシコ、ウガンダでも、男性回答者の約3分の1以上

が同じ考えである。国によっては、この項目に関する男性の意見がそれほど差別的ではなかったところもあり、上記と同様の見解を示した男性回答者は、中国ではわずか10人にひとりであり、米国では13人にひとりに満たなかった。

教育に関するこうした意見は、女性の仕事と政治参加に対する態度にもほぼ同じような形で反映されている。中東と北アフリカで調査の対象となった7カ国では、80%を超える男性が、仕事が少ないときは女性より男性のほうに仕事に就く権利があり、また女性より男性のほうが政治的リーダーには向いていると答えている。ほかの地域では、こうした意見を持っている男性の割合はもっと低いものの、それでも相当な割合である。

この調査からは、女性に対する女性自身の見方も、男性ほど極端ではないものの、同様に差別的なものとなりうるということが明らかになった。驚くほど多くの女性回答者が、「女性より男性のほうが政治的リーダーに向いている」という意見に「そう思う」あるいは「強くそう思う」と回答している。バングラデシュ、中国、イラン、ウガンダでは半数を超える女性回答者がそのように答え、アルバニアとメキシコでは3人にひとり以上、米国では5人にひとりの女性回答者が同様に答えている。この事実から、女性と女子への差別的な態度は男性だけに見られるものではなく、社会全体が共有する規範や認識を反映したものであることが裏づけられる。研究によれば、女性がこうした規範を拒絶し、規範への同調圧力が弱くなると、女性の選択と価値観は非常に違ったものになることがわかっている。

こうした世論調査やそのほかの調査は社会の見方を垣間見せてくれるが、ジェンダー差別の真の広がりや示すことはできない。女性や女子に対するジェンダー差別の結果として生ずる不平等や不公平がどれほどのものなのか、よりはっきりと把握するためには、数量化できる指標

が必要である。しかし、多くの国内的・国際的人口調査やそのほかの調査では男女別のデータが収集されないことが多いために、そのような指標は比較的少ない。それでも、すでに存在するデータははっきりした結論を指し示している。すなわち、ジェンダーの不平等は世界のあらゆる地域で、かたくななまでに根強く残っているということである。

ジェンダー差別を単一の指標で把握しようという試みとして、国連開発計画（UNDP）のジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）がある。これは、意思決定への経済的・政治的参加に関わる重要な分野でのジェンダーの平等の度合いを評価する指数である。ジェンダー・エンパワーメント指数の算出には、推定所得（家族のメンバーが家庭内の意思決定にどれだけの影響力を行使できるかを決める重要な要素）、上級職として働く女性の割合、女性議員の割合などが使われる。GEMで測ったジェンダー・エンパワーメントの度合いが一番低いのは中東と北アフリカ、南アジアの国々で、先進国ではもっとも高くなっている。ただし、どの地域でも相違は大きい。

貧しい国のほうがジェンダー・エンパワーメントの水準は低い傾向にあるが、所得の向上にともなってジェンダーの不平等が自動的に緩和されることを示すはっきりした証拠はない。同様に、低所得が必然的にジェンダー・エンパワーメントの向上の障害になっているともいえない。

88ページの出典・参考文献等参照。



© UNICEF/HQ05-1588/Giacomo Pirozzi

ジェンダーの平等がもたらす二重の恩恵

ジェンダーの不平等が深く根づいているとはいえ、過去30年の間に女性の地位は向上している。差別的な慣習やその影響——とくに、身体的・性的暴力、女性器切除、HIV/エイズの影響を受ける女性の不相応なほどの多さ、女性の非識字率——がますます認識されるようになり、変革を求める声が高まった。ジェンダーの平等を支持する人々は、法的・経済的な改革を推進することで、社会的・政治的構図を再編し始めているのである。ジェンダーによって人々の選択や課題に差が出るという事実は今も変わらないが、世界の多くの場所で、2007年に生まれた女子の未来は、女子差別撤廃条約が採択された1979年に生まれた女子の未来よりもおそらく明るいものとなるだろう。

今日では女性も女子も、以前は制限されていた機会を得られるようになった。女子の初等教育就

学率も急激に上がり、教育面でのジェンダー格差は狭まってきている。労働の世界に踏み込む女性も増えている。また、女性の政治的代表も、世界の多くの場所で増えつつある。

例えば2006年には、チリとジャマイカで女性が初めて政府首班に選ばれている（チリの大統領ミシェル・バチェレ女史は、同時に国家元首でもある）。さらに韓国では2006年4月に初の女性首相が誕生し、国家元首ないし政府首班の座についている女性の総数は世界で14人になった⁷。国連加盟国が192カ国であることを考えるとこの数字は取るに足りないものではあるが、ほんの50年ほど前には女性が政府の指導者の立場に就くことなど聞いたことがなかったのである⁸。

ジェンダーの平等の面で前進があったにも関わらず、進展から取り残され、いまだに声を上げることも力を持つこともできないままの女性と女子

はあまりにも多い。女性は、貧困、不平等、暴力の影響を不相応なほど受けている。世界の貧困層の過半数は女性であるという推測が広く行われており⁹、また非識字者の3分の2近くが女性であるといわれている¹⁰。そして、武力紛争中の民間人死傷者の80%は、子どもとともに女性が占めているのである¹¹。

2002年5月の国連子ども特別総会で、国連が世界を子どもにふさわしいものにするとき、国連の全加盟国は、その政治的・宗教的・民族的構成に関係なく、ひとつの声を発していた。しかし、子どもの大義のために参集しながらジェンダーの平等を擁護しないのであれば、スポーツ・チームに選手をかき集めながら競技の仕方を教えないでいるようなものである。

ジェンダーの平等がもたらす世代を超えた恩恵

女性は子どもの主要な養育者であり、したがって究極的には子どもの人生を形作る。これはとくに、ジェンダーによってそれぞれの役割と責任が厳格に定められている、もっとも伝統的な家父長制社会についていえることである。女性と子どもの福祉は切り離せない。女性にとって良いことは子どもにとっても良いことなのであり、例外は、たとえあったとしてもごく限られている。

女性がエンパワーメントを阻まれ、人権を剥奪された場合に、その結果を引き受けるのは国そのものである。貧困と絶望の悪循環が世代から世代へと引き継がれていく。逆に、ジェンダーの平等を促進し、最終的に達成することができれば、国は二重の恩恵を受けることになる。女性が健康になり、十分な教育を受け、生産的になることに加え、子どもの生存と成長を支えられるようになる



© UNICEF/H005-1897/Giacomo Pirozzi

図 1.3 サハラ以南のアフリカでは、若い女性は若い男性よりもHIVに感染しやすいのに、HIVに関する包括的な知識は若い男性より少ない

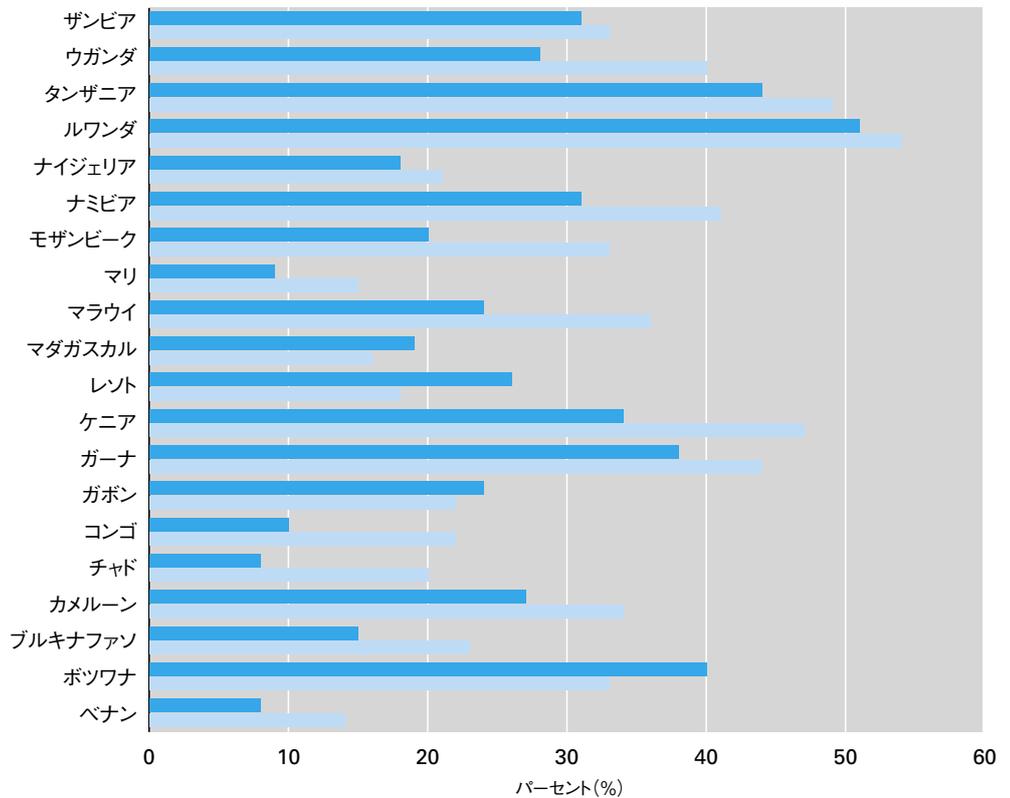
サハラ以南のアフリカのいくつかの国で、HIVに関する包括的な知識がある若者(15-24歳)の割合(1999-2005年*)

■ 女性
■ 男性

注：ここでは、HIV有病率およびHIVに関する包括的な知識がある若い男女についてのデータが利用可能な国を選んで取り上げている。

* データは指定期間内に入手できたもっとも最近の年次のもの。

出典：人口保健調査 (DHS)、複数指標クラスター調査 (MICS)、行動サーベイランス調査 (BSS)、リプロダクティブ・ヘルス調査、HIV/エイズ調査指標データベース。基礎データは本書98ページの統計表に掲載。

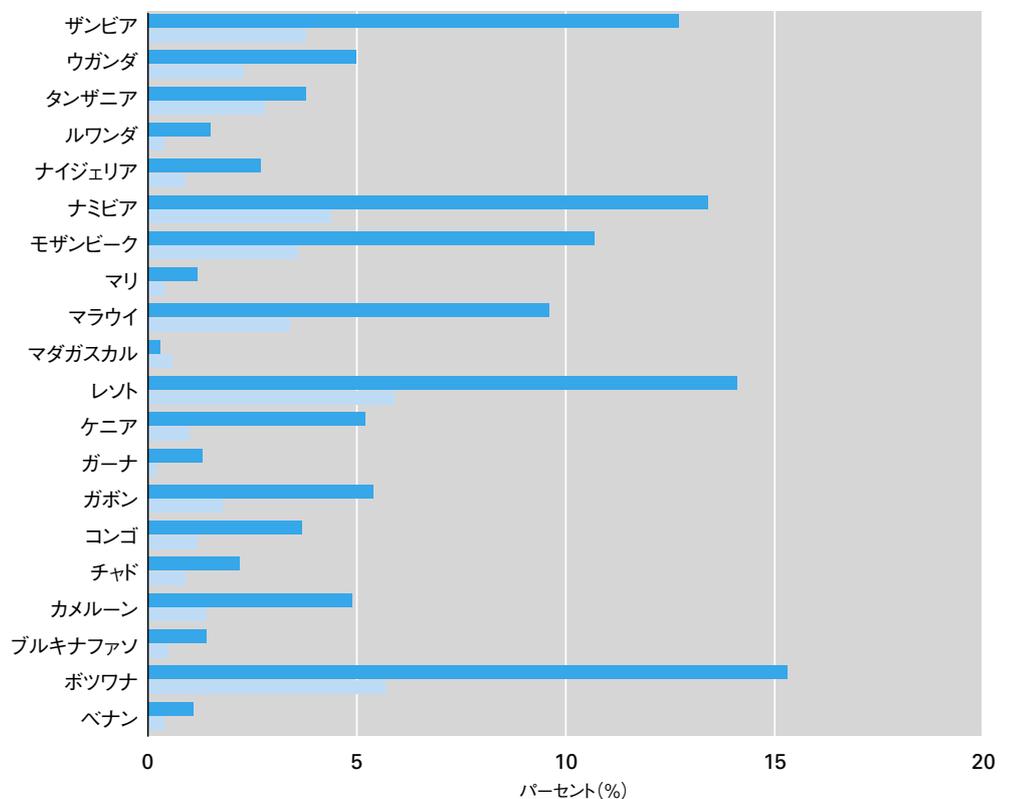


サハラ以南のアフリカのいくつかの国々における若者(15-24歳)のHIV有病率(2005年)

■ 女性
■ 男性

注：ここでは、HIV有病率およびHIVに関する包括的な知識がある若い男女についてのデータが利用可能な国を選んで取り上げている。

出典：Joint United Nations Programme on HIV/AIDS, 2006 Report on the global AIDS epidemic, UNAIDS, Geneva, 2006。基礎データは本書98ページの統計表に掲載。



からである。これらの恩恵は、現世代、そして未来の世代へと引き継がれていく。

ジェンダーの平等が貧困の削減、教育、持続可能な開発に最大限の影響を及ぼせるようにするためには、3つの突出した分野での意思決定において女性が影響力を持たなければならない。すなわち、家庭、職場、そして政治の分野である。これらの分野のいずれかにおいて何かしらの改善が見られれば、ほかの分野での女性の平等にもその影響が及ぶ。しかし、人権の問題については中途半端であってはならない。これらの3つの分野すべてにおけるジェンダーの平等への無条件の支持が少しでも欠ければ、ミレニアム開発目標の達成に向けた意義ある前進が妨げられることになる。

家庭における平等（第2章）

家庭のレベルで女性が力を持てるかどうかは、家族や子どもにもっとも直接的な影響を及ぼす。食糧、保健ケア、学校教育、そのほか家族が必要とするものに対して資源をどのように配分する

か、それが決定されるのは家庭だからである。

女性が家の所得やそのほかの資源に関わる意思決定から締め出される場合、女性と子どもが受け取る食糧は減り、必要不可欠な保健サービスや教育を受ける権利も否定される可能性が高くなる。水汲み、薪集め、幼い子どもや体の弱い家族の面倒といった家事は母親や娘の責任になり、女性が有給労働に就いたり学校に通ったりすることができなくなる。家庭内の意思決定に女性が平等に参加できていれば、女性は子どもに対してより十分かつ公正な対応をする傾向にある。

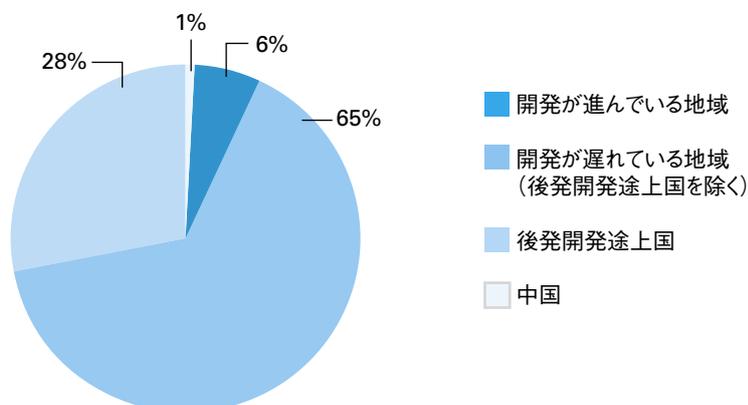
職場における平等（第3章）

仕事場で、女性は往々にして差別による被害を受けている。報酬のより多い職種から締め出される場合もあるし、同じ仕事をしていても賃金が男性より低いということも多い。女性と女子がほかの家庭の使用人として雇用されることも少なくなく、その場合、家族から離れ、時に抑圧的で危険な条件下で働かされることもある。困窮しきった

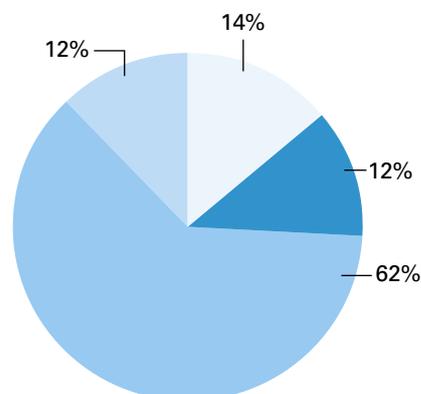


図 1.4 思春期の女性（15-19歳）による出産の4件に1件以上が後発開発途上国で発生している

15-19歳の女性による出産（世界全体）
（2000-2005年）



思春期の女性（15-19歳）の人口（世界）
（2005年）



出典：United Nations Population Division, "World Population Prospects: The 2004 Revision Database", <www.esa.un.org/unpp/>, 2006年9月にアクセス。

注：各地域分類に含まれる国については88ページの出典・参考文献等を参照。

女性や女子は、収入を得るほかの手段がすべて閉ざされてしまった場合、性を売ることしか働く選択肢がなくなってしまうこともある。

賃金格差をなくし、高い報酬を得られる職業分野に女性の進出を認め、女性労働者が意思決定権限を持てるようにすれば、それは子どもにとって大きな利益をもたらすはずである。女性が経済的生産性を有するようになれば、女性の影響力が及ぶ範囲が広がる。女性は自分自身のためだけでなく、子どものためにも選択を行えるようになるのである。女性が家庭に所得や資産をもたらすようになると、その資源をどのように分配するかという意思決定に関与することができるようになる可能性が高い。歴史的にみて、女性は意思決定権限を持つと、子どもがきちんと食べ、十分な医療ケアを受け、学校を修了し、レクリエーションと遊びの時間が持てるよう、配慮する。また、意味のある、所得の得られる仕事に就いている女性は、家族の生活水準を引き上げ、子どもたちが貧困から抜け出せるようにする可能性も高い。

政治と政府における平等（第4章）

女性の政治参加を促すことは、それ自体がミレニアム開発目標の目指すところである（目標3、ターゲット4、指標12）。政治の分野で女性のエ

ンパワーメントを促進することは、社会の変革にも役立つ。地方レベルであろうと中央レベルであろうと、女性が行政・立法機関に参加することによって、女性と子ども、家族に焦点をあてた政策と立法につながるからである。公職に就いている65カ国の女性187人を対象に行われた列国議会同盟の調査によれば、およそ10人中9人は、自分には女性の利益を代表するとともに、社会のほかの構成員のための擁護も行う責任があると思うと答えている¹²。

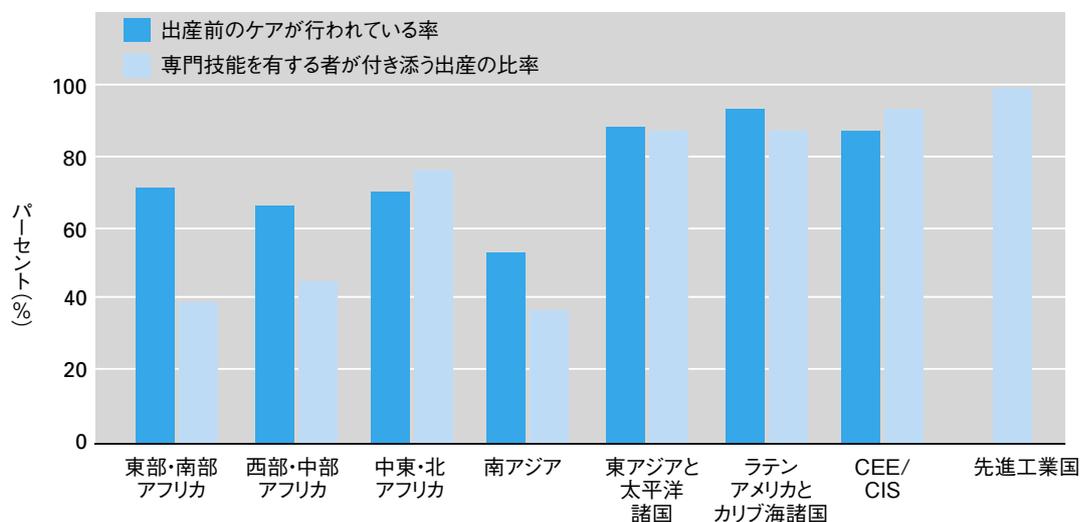
女性はまた、平和の実現という点においても鍵となる役割を果たすことができる。和平交渉や紛争後の復興に女性が参加することは、子どもや弱い立場にあるそのほかの人々の安全と保護を確保するために必須なことである。政治や公的政策に対して女性が直接的な影響力を行使することは、平和、安全保障、繁栄の前触れなのである。

女性と女子のエンパワーメントを実現する

女性の状況は、世界の子どもの現状を正確に把握し、子どもたちにどのような未来が待っているかを判断する上で重要な要素となっている。ミレニアム開発目標に向けての前進を測るためには、平均余命、乳児・5歳未満児死亡率、就学率と教育修了率、そのほかの数量化可能な統計について

図 1.5 妊産婦死亡率の高さは、妊産婦のための保健ケア・サービスへのアクセスが制限されていることと関係している

妊産婦のための保健ケア・サービス（1997-2005年*）

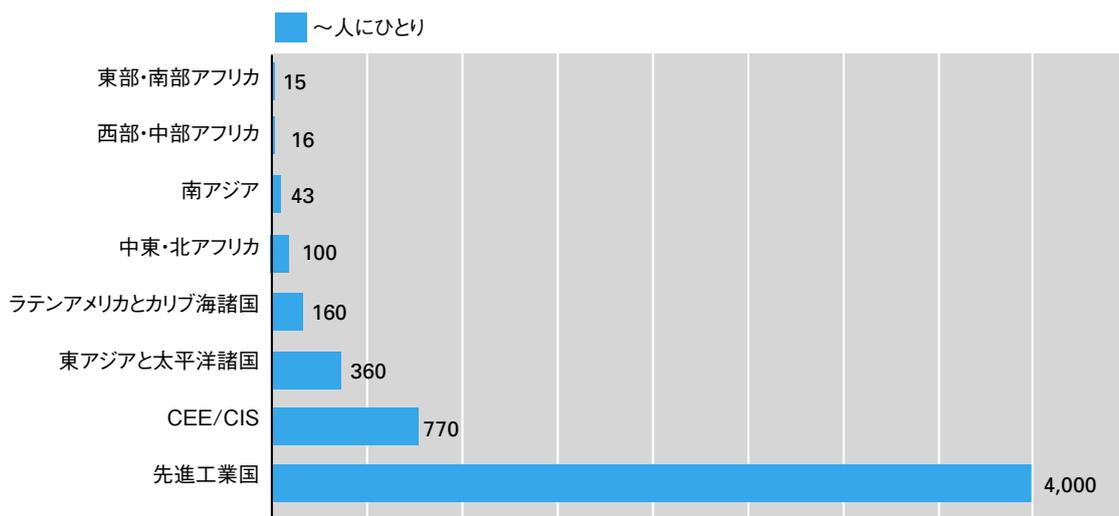


注： 出産前のケアが行われている率とは、妊娠中に少なくとも1回、専門技能を有する保健従事者（医師、看護師または助産師）によるケアを受けたことがある15-24歳の女性の比率。先進工業国については出産前のケアが行われている率に関するデータはない。専門技能者が付き添う出産の比率とは、専門技能を有する保健従事者（医師、看護師または助産師）が付き添う出産の比率。

* データは指定期間内に入手できたもっとも最近の年次のもの。

出典： 人口保健調査（DHS）、複数指標クラスター調査（MICS）、世界保健機関（World Health Organization）、ユニセフ。基礎データは本書98ページの統計表に掲載。

生涯に妊娠・出産で死亡する危険性（2000年）



注： 「生涯に妊娠・出産で死亡する危険性」は、ひとりの女性が生殖可能期間内に妊娠する確率、およびその妊娠・出産の結果として死亡する確率の双方を考慮に入れたものである（訳注：同指標が100の場合、生殖可能期間内に妊娠・出産によって死亡する確率は100人にひとりということになる）。

出典： 世界保健機関（WHO）とユニセフ。基礎データは本書98ページの統計表に掲載。

男女別のデータを得ることが必要である。しかし、人々の姿勢や文化的信条、深く刻み込まれた偏見は数量化しにくい。そこで、女性の経験に関する定性的な証拠や女性自身の証言も、ジェンダーの平等や貧困の削減、持続可能な開発を推進していくうえで必要なのである。

以下の各章では、定量的な指標と定性的な証拠を使って、女性の状況と、それが子どもの生存と発達にどのように関係しているかを分析していく。本白書の最終章では、鍵となる7つの手段——教育、財政措置、立法、議会におけるクォータ（議席割り当て）制、男性と男子の参加、女性による女性のエンパワーメント、調査研究とデータ収集の改善——を通じて、ジェンダーの平等を最大限に実現するためのロードマップを提示することを試みる。平等が達成されることによって初めて女性のエンパワーメントが実現し、そしてそのときに初めて、女性と子どもたちが生き生きと成長できるようになるからである。

女子差別撤廃条約が国連で採択されてから30年近くが経過した。条約が完全に支持され、実施されていたなら、1979年に生まれた女子はどのような人生を送っていたであろうか——これは想像することしかできない。だが、エンパワーメントを達成した女性の世代が登場していたならば、世界はまったく違うものになっていたはずである。

中国の格言にもあるように、「女性は天の半分を支える」のである。次の世代は、自らの権利を得るためにさらに30年の年月を待つことはできない。女性と女子は、自らの可能性を开花させ、自分の権利を完全に享受できるようにするための手段と支援を得られなければならないのである。

女性にふさわしい世界は子どもにふさわしい世界

ミレニアム・サミットから2年後、2002年5月に開催された国連子ども特別総会は、経済的発展を子どもにふさわしい世界の実現と結び付けてとらえた。子どもにふさわしい世界は、女性にふさわしい世界でもある。両者を切り離すことはで

きないし、分けて考えることもできない。どちらもお互いを必要とし、それなくしては存在し得ないのである。

崇高な野心、善意、大向こう受けするスローガンだけでは人間の進歩はありえない。持続可能な開発への道は、中途半端なことでは開けない。健全な投資と、正義、ジェンダーの平等、そして子どもたちのために行動しようという断固たる決意が必要なのである。

すべての人々が自らの可能性を开花させる機会を得ることができれば、諸国民も繁栄する。女性の権利が子どもにとって、そして究極的には世界にとって望ましいものであるという主張は、ジェンダーの平等に反対するいかなる主張をもってしても——それが伝統、慣習、頑迷な偏見のいずれに依拠するものであっても——覆すことができないのである。